

浄化槽管理士様

## 指定採水員指定講習会ご案内

埼玉県知事指定検査機関  
(社) 埼玉県浄化槽協会  
(社) 埼玉県環境検査研究協会

貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。平素は浄化槽維持管理ならびに法定検査に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県では平成23年10月1日より浄化槽法第11条検査において、全ての合併処理浄化槽にBOD測定を導入するとともに、10人槽以下の合併処理浄化槽には、指定採水員制度により法定検査の補助作業を行っていただいております。

この制度導入以降、多数の保守点検事業者の皆様から、指定採水員講習会の開催に関するご要望がありましたので、第5回の指定採水員講習会を下記のとおり開催することにいたしました。

この機会に、まだ指定採水員の指定をお受けになっていない方は、是非お申し込み下さるようお願い申し上げます。

指定採水員指定講習会への参加は、別紙参加申込書および承諾書が必要となりますので、ご記入の上、指定検査機関宛にお申し込み下さい。

定員になり次第終了とさせていただきます。

### 記

#### 1. 講習会開催日・場所・定員

○ 平成24年2月9日（木）

埼玉県県民活動総合センター セミナーホール1 定員 180人  
13:00～受付  
13:30～講習開始 ～16:30終了

#### 2. 講習内容

1. 浄化槽法令及び法定検査全般に関する事項
2. 外観検査に関する事項
3. 水質検査及び書類検査に関する事項
4. 質疑応答

#### 3. 受講資格

指定採水員指定講習会の受講者は、指定採水員の資格要件（下記のいずれか）を満たした浄化槽保守点検業者に所属する浄化槽管理士とする。

1. 社団法人埼玉県浄化槽協会に加入していること。
2. 保守点検を受託している浄化槽のうち、昨年度の法定検査実施基数が20基以上であること。

#### 4. 提出書類

- ① 指定採水員指定講習会申込書
- ② 受講者が従業員である場合は、その雇用主の承諾書

#### 5. 受講料

一人につき3,000円（資料代、会場費用、機器材など）

※ 受講料は、大変ご面倒ではありますが、受講日当日に受付にてお支払い下さい。  
なお、受講料のお支払いは出来るだけ釣銭のないようご配慮をお願い致します。

#### 6. その他

受講修了者には「指定採水員指定書」及び「指定採水員証明書」を交付いたします。

問合せ・申し込み先

- (社) 埼玉県浄化槽協会

〒360-0841 熊谷市新堀 915-10

048-533-4700

- (社) 埼玉県環境検査研究協会

〒330-0855 さいたま市大宮区上小町 1450-11

048-649-5151

#### ※ 埼玉県県民活動総合センター

埼玉県伊奈町内宿台 6-26 (048-728-7111)



なお、県民活動総合センターの駐車場は別途料金となりますので、ご注意ください。